

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年12月 8日制定

令和 3年 9月10日改定

大館市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

大館市の農業は、経営水田面積の約8割に水稻が作付されており、農地の集積・集約による生産効率の向上が求められている。また、米価に左右されない安定した経営の維持に向け、複合型作物の作付拡大を推進する必要がある。

以上の観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、大館市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

目標と実績	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和2年3月)	7,640ha	10.9ha	0.14%
目 標 (令和5年3月)	7,540ha	0.0ha	0.00%

注1：農地面積は、耕地及び作付面積統計（作物統計調査）における耕地面積を使用。

注2：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地

の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員は、管内を6地域に分割したうえで農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施することとし、毎年8月頃を利用状況調査月間と位置付け、マスコミ等により主旨を周知する。利用状況調査終了後に、速やかに協議・検討会を実施し、農地のマッチングなど、農地の流動化を図る。

なお、従来から日常的に利用状況調査の中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査月間の時期にかかわらず、適宜実施する。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

目標と実績	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年3月)	7, 6 4 0 h a	4, 3 1 8 h a	5 6 . 5 2 %
目 標 (令和5年3月)	7, 5 4 0 h a	6, 0 0 0 h a	8 0 . 0 0 %

注：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

【参考】担い手の育成・確保

目標と実績	総農家数 (うち、主業 農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の 集落営農組織
現 状 (令和2年3月)	2,787 戸 (345 戸)	333 経営体	7 経営体	25 経営体	12 団体
目 標 (令和5年3月)	2,090 戸 (267 戸)	300 経営体	10 経営体	15 経営体	8 団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注2：「総農家数（内、主業農家数）」は、2015年農林業センサスの数値を使用。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①実質化された「人・農地プラン」の活用について

農業委員会は、話し合いに基づき実質化した「人・農地プラン」により、農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能な提案を行っていくとともに、地域農業の中心的な担い手への農地の集積・集約化を推進する。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、近隣地域の農業者を含めて担い手確保に向けた取り組みを活性化するとともに、集落営農の組織化・法人化・新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤広報等による農地流動化の推進

農業委員会が発行する広報紙「農業委員会だより」等により、農地利用の集積・集約化に向けた記事を掲載し、情報を広く周知する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

目標と実績	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (令和2年3月)	1 経営体	0.9 h a
目 標 (令和5年3月)	7 経営体	40.0 h a

注：新規参入については、大館市の実績を踏まえ、個人による新規参入見込を年間2経営体とし、今後、事業展開が見込まれる、企業による新規参入見込を3年間に1経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

県、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、個人及び企業も含めた新規参入希望者の情報収集を行い、農業委員及び推進委員が相談に応じ農地をあっせんするなど、地域で円滑に就農できるようアドバイスする。

また、地域の受入体制についても、農業委員及び推進委員が地域の世話人の役割を担い、継続して就農していける環境を整備する。